

(仮称) 鷺沼4丁目プロジェクトに係る条例公聴会の開催について (お知らせ)

「(仮称) 鷺沼4丁目プロジェクト」に係る条例公聴会を川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年12月24日条例第48号)第23条第2項の規定に基づき、次のとおり開催します。

平成14年3月22日

- 1 開催日時
平成14年4月13日(土) 午前10時から(開場 午前9時30分)
- 2 開催場所
宮前区役所(4階大会議室)
川崎市宮前区宮前平2-20-5
- 3 指定開発行為の名称
(仮称) 鷺沼4丁目プロジェクト
- 4 意見を聴こうとする事項
大気質, 地形・地質, 生物, 緑, 騒音及び振動, 廃棄物, 景観, 電波障害, 日照障害, 風害, コミュニティ施設, 地域交通(混雑, 安全)に係る予測評価について
- 5 公述の申出に関する事項
 - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする方は, 川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)あて, 公述の申出をしてください。
公述の申出ができるのは, 関係住民(関係地域に在住・在勤の方です。なお, 関係地域は縦覧場所に掲示しています。)です。
 - (2) 公述の申出をしようとする方は, 住所, 氏名(関係地域に在勤の方は勤務先の名称及び所在地を記載), 指定開発行為の名称, 意見の要旨を記載した書面によりその旨を申出てください。
意見の要旨には, 前記4の「意見を聴こうとする事項」について, 個別的, 具体的意見を要領よく簡潔に記述してください。
なお, 「公述の申出書」を宮前区役所, 宮前区役所向丘出張所, 本庁(環境局環境評価室)に用意しておりますので御利用ください。
 - (3) 公述の申出期限は, 平成14年3月30日(土)です。(3月30日消印有効です。)
 - (4) 公述申出のあて先は, 川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)です。
- 6 公聴会の運営に関する事項
 - (1) 公述人(公聴会において意見を述べる方)は, 公述の申出のあった方から公平かつ適正に選定し, その結果を本人あて通知します。
 - (2) 公述人の方は, 平成14年4月13日(土)開催の条例公聴会に出席し, 公述していただきます。
 - (3) 傍聴を希望する方は, 平成14年3月30日(土)までに官製往復はがきに指定開発行為の名称, 住所, 氏名, 電話番号及び返信先を明記のうえ, 川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)あて申込んでください。
(郵送の場合, 3月30日消印有効です。)
 - (4) 傍聴人の数は, 100人です。
なお, 申込人が100人を超えた場合は, 抽選により傍聴人を決定し, その結果を本人あて通知します。
 - (5) 傍聴人には傍聴券を交付します。
なお, 傍聴券のない方は入場できませんので, 公聴会当日には必ず傍聴券を持参してください。

問い合わせ先 川崎市環境局環境評価室
電話 200-2156